

名称	障害厚生年金	事後重症による障害厚生年金	基準障害による障害厚生年金
末尾	支給される	65歳に達する前日までに請求することができる	支給される(受給権はあるが、裁定請求しないと支給されない) (事後重症とは異なり、請求が65歳以降でも支給される)
支給要件	① 初診日において被保険者であったこと ② 障害認定日において、障害等級1・2・3級に該当している ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 初診日において被保険者であったこと ② 障害認定日後、65歳に達する前日までの間に、障害等級1・2・3級に該当するに至った ③ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① 基準傷病に係る初診日において、被保険者であったこと ② 基準傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までの間に、初めて、基準障害と他の障害とを併合して、障害等級1・2級に該当するに至った ③ 基準傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしている
支給されない者		・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者

名称	障害手当金(一時金)	障害厚生年金の支給に関する経過措置	その他障害
末尾	支給される	65歳に達する前日までに「障害厚生年金」の支給を請求することができる	65歳に達する前日までに年金額の改定を請求することができる (請求しないと受給権発生しない)
支給要件	① 初診日において被保険者であったこと ② 初診日から起算して5年を経過する日までの間に傷病が治ったこと(治っていなかったら、事後重症になる可能性があるから) ③ 傷病が治った日において、政令で定める障害状態(3級よりもやや軽い)にあること ④ 初診日の前日における保険料納付要件を満たしている	① H6.11.9前に障害厚年の受給権を有していたことがある者(同日に受給権を有する者を除く) ② その障害厚年の支給事由となった傷病により、同日(又は同日の翌日から65歳に達する前日まで)において、障害等級1・2・3級に該当したとき	① 新たな傷病の初診日(障害厚年の支給事由となった障害に係る初診日後に初診日があるものに限る)において、被保険者であったこと ② 新たな傷病に係る障害認定日以後、65歳に達する前日までに、障害厚生年金の支給事由となった障害とその他障害とを併給した障害程度が、その障害厚生年金の支給事由となった障害程度より増進したこと ③ 新たな傷病に係る初診日の前日における保険料納付要件を満たしていること
支給されない者	① 年金(国年・厚年・共済)の受給権者(障害等級1～3級に該当することなく、3年を経過した受給権者(現に障害状態に該当しない者に限る)は除く) ② 同一の傷病について、国家(地方)公務員災害補償法や労基法の障害補償、労災の障害(補償)給付、船員法の障害給付を受ける権利を有する者	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者であっても支給される	・繰上げ支給の老齢基礎年金受給権者

	障害厚生年金の額	障害手当金の額
支給額	1級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数×125/100+配偶者加給年金額 2級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数+配偶者加給年金額 3級・・・平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数 ※H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する	平均標準報酬額×5.481/1000×被保険者期間の月数×200/100 ※H15.4.1前の被保険者期間は、7.125/1000として計算する
ポイント	①従前額保障・物価スライド特例措置は、老齢厚生年金の額に準じて行われる ②給付乗率は定率であり、生年月日に応じた読み替えがない ③被保険者期間の月数が300に満たないときは、300とする ④障害認定日の属する月後における被保険者期間は、計算の基礎とされない ⑤配偶者加給年金額は、224,700×改定率であり、子の加算や特別加算はない	①従前額保障は、老齢厚生年金の額に準じて行われる ②物価スライド特例措置は適用されない ③給付乗率は定率であり、生年月日に応じた読み替えがない ④被保険者期間の月数が300に満たないときは、300とする
障害基礎年金を受けられない場合の最低保障額	国年法に規定する障害基礎年金の満額(780,900円×改定率)×3/4 ※原則、対象となるのは障害等級3級に該当する者	国年法に規定する障害基礎年金の満額×3/4×2 ※左記の最低保障額の2倍となる